

## (1) 組織としての推進に係る提案

### ① 新たな事務処理を確実に遵守することを最優先とする組織方針の明確化

- ・再発防止策の推進体制を構築し、再発防止に取り組むこと

《所管課 行財政局監察室》

|  |   |                         |
|--|---|-------------------------|
| 平成23年度末の評価   | A | 平成23年度当初設定方針どおりに進捗している。 |
| <b>平成24年度の取組方針</b>   |   |                         |
| 今後も、適正化推進本部会議、適正化委員会それぞれの会議を定期的に開催していく。また、経理適正化に関する方針の決定機関である適正化推進本部を通じて、経理適正化に向けた様々な取組みを、適正化推進本部のメンバーである局室区長のマネジメントによって全庁に周知徹底していく。 |   |                         |

### ■平成24年度の間進捗状況（平成24年4月1日～11月30日）■

#### 経理適正化推進本部会議の開催、議題等

#### ◆第3回 経理適正化推進本部会議（6月4日）◆

##### 【議題】

- ・神戸市経理適正化外部検証委員会報告書における提言の進捗状況及び神戸市経理適正化外部評価専門委員による評価結果
- ・経理適正化に係る平成24年度の取組方針等

#### ◆第4回 経理適正化推進本部会議（7月23日）◆

##### 【報告事項】

- ・物品等の新たな専決調達事務の正しい運用を徹底するための取組み－「物品等の新たな専決調達事務処理に関するマニュアル」策定－
- ・物品管理の新しい基準及び物品の実地たな卸し
- ・共通物品一括調達制度

#### ◆第5回 経理適正化推進本部会議（8月20日）◆

##### 【報告事項】

- ・違法な予算執行行為等に係る職員の賠償責任に関する規則
- ・「平成24年度 事務処理のコンプライアンスの徹底に向けた課長級職員研修」受講者アンケート結果
- ・「コンプライアンスシート」の発行

#### ◆第6回 経理適正化推進本部会議（11月12日）◆

##### 【報告事項】

- ・予算執行状況資料の取り扱い
- ・調達事務のコンプライアンスに関する手引き

## 経理適正化委員会の開催、議題等

| 回数   | 開催月日  | 議題等   |
|------|-------|---|
| 第7回  | 4月26日 | 平成24年度の提言項目に関する取組方針案の検討等                                |
| 第8回  | 6月1日  | 平成24年度の提言項目に関する取組方針の委員会案決定等                             |
| 第9回  | 6月25日 | 職員の賠償責任に係る規則（方向性、素案）、職員の周知啓発等                           |
| 第10回 | 7月18日 | 物品管理の新しい基準及び物品の実地たな卸し、物品等の新たな専決調達事務処理に関するマニュアルの策定等      |
| 第11回 | 9月7日  | 「物品等以外の調達事務への新たな事務処理の適用」に関する関係課WGの立ち上げ等                 |
| 第12回 | 11月9日 | 予算執行状況の取り扱い、調達事務のコンプライアンスに関する手引き、審査機能の強化に関する関係課WGの立ち上げ等 |

## トップ自らの発信、統制（主なもの）

平成24年度の取組方針の決定を踏まえ、6月4日に開催した第3回経理適正化推進本部会議を通じて「経理適正化に向けて」と題する市長のメッセージ文を全職員に向け発信し、コンプライアンスを組織の命題とし、市民に託された公金を扱う責任の重さを改めて職員全員が認識し、経理適正化の徹底に向けて全力で取組むように指示した。

## 経理適正化に向けて

昨年5月の神戸市経理適正化外部検証委員会の提言を踏まえ経理適正化に向けた制度や仕組みがスタートしたが、これらの様々な取組みや制度が形骸化することなく組織風土を改善し、不適正な経理処理の再発防止の徹底につながるかどうかは、今後の全部局、全職員の意識や姿勢にかかっている。

経理適正化外部評価専門委員からいただいた貴重なご意見、ご提案を真摯に受け止め、今日決定した取組方針に基づき、前例踏襲に陥ることなく全力で取り組んでいただきたい。

また、各局室区におかれては、取組方針のもと経理適正化の取組を強力に推進いただくことはもちろん、あらためて提言を含む不適正経理の再発防止策の意義、市民に託された公金を扱っていることの責任の重さを所属職員全員に徹底いただきたい。

提言にもあるが、コンプライアンスを組織の命題とし、強い危機感を持って、不断の改善に取り組み、二度と不適正な経理処理を発生させない組織への再生ができるかどうかの真価が問われている。皆さんにおかれては、不適正な経理処理の再発防止、コンプライアンスの徹底について局室区をしっかりとマネジメントいただくよう重ねてお願いしたい。

平成24年6月4日 市長 矢田 立 郎

第3回経理適正化推進本部会議での全職員向け市長メッセージ

全課長級職員を対象に実施した「事務処理のコンプライアンスの徹底に向けた課長級職員研修」（7月下旬実施）では、市長自らの経験談を踏まえ、職員や職場のコンプライアンス徹底に向けた課長級職員の心得について講話した。

| 平成 24 年度中間進捗状況に対する専門委員の意見等 |   |
|----------------------------|---|
| 上谷委員<br>近谷委員               | 経理適正化推進本部会議が頻繁に開催されていることは評価できるが、会議が有効に統制機能を発揮しているかどうかは、会議での議論経過や決定、報告事項がメンバーを通じて全職員に周知徹底、全職場で実践できたかどうかにかかっており、周知の結果等を本部にフィードバックする仕組みも必要だと考える。 |

## ② コンプライアンスの中核理念化

・市の事業運営の中核理念となるコンプライアンスに関する基本方針の策定

【所管課 行財政局監察室】

| 平成 23 年度末の評価  | A | 平成 23 年度当初設定方針どおりに進捗している。 |
|---|---|---------------------------|
| 平成 24 年度の取組方針   |   |                           |
| <p>今後も、神戸市職員コンプライアンス共有理念を研修等の様々な機会を通じて周知徹底していく。また、共有理念の周知が「押しつけ」とならないように、職員一人ひとりが共有理念を大切であると認識し、実践の言動に結びつけられるように、共有理念を通じたコンプライアンス意識の喚起、向上を図る取組みも実施していく。さらに、共有理念が職場や職員に浸透したことの効果を検証するために（仮称）職員意識調査等を実施していく予定である。</p> |   |                           |

### ■平成 24 年度の中間進捗状況（平成 24 年 4 月 1 日～11 月 30 日）■

#### 職員向け啓発教材「コンプライアンスシート」の発行（8 月以降）

日常的に職員がコンプライアンスについて考える機会を提供することを目的として、「公正な職務執行」「事故及び不祥事の未然防止」「風通しのよい職場づくり」などコンプライアンスやサービス倫理に関わる様々な題材をテーマに、その留意点を分かりやすくまとめた回覧式による職員向けの啓発資料の発行を 8 月から開始している。概ね月 1 回ごとに発行し、局区庶務担当課を通じて全職場に配布し、必ず各所属で所属職員全員に回覧することとしている。

8 月発行のコンプライアンスシート No. 1 では「職員コンプライアンス共有理念」をテーマに、理念を意識し、日々の業務遂行に努めるよう改めて周知徹底した。



## 「調達事務のコンプライアンスに関する手引き」の策定、周知

職員コンプライアンス共有理念を踏まえ、契約事務を含む経理事務を処理するに際して留意すべき様々なルールや仕組みを体系的に整理するとともに、経理事務のコンプライアンスを遵守するための具体的な行動指針をまとめた「調達事務のコンプライアンスに関する手引き」を策定した。

なお、この手引きは契約事務のコンプライアンスをテーマに、8月末に約1,400人を対象に実施した建設系技術職員特別研修において配布した資料を専門の弁護士の監修のもと編集したものである。

| 目次                            |    |
|-------------------------------|----|
| 神戸市職員コンプライアンス共有理念 ..... 1     |    |
| 第1章 調達業務におけるコンプライアンスの徹底       |    |
| 1 総論                          | 3  |
| (1) 調達の意義                     | 3  |
| (2) 公平・公正の原則                  | 4  |
| (3) 競争の促進                     | 4  |
| (4) 不正行為の排除                   | 5  |
| 2 発注業務における公正な手続の徹底            | 8  |
| (1) 見積り依頼に当たっての取組             | 6  |
| (2) 発注前の取組                    | 12 |
| (3) 公正かつ公平な競争の確保と開示           | 15 |
| (4) 公正な手続を確保するための取組           | 18 |
| 3 公正な情報開示の徹底、秘密の保持            | 25 |
| (1) 秘密の保持                     | 25 |
| (2) 発注業務に關する開示の取組方法・開示の取組しし事項 | 26 |
| 4 品質等との関係に於ける取組               | 28 |
| 5 その他の留意点                     | 30 |
| 第2章 公正、透明な調達取引の確保             | 37 |
| 附録1 不当買収行為を防ぐために(調査版)         | 42 |
| 附録2 心算適合防止法(平成14年法第101号)      | 44 |

「調達事務のコンプライアンスに関する手引き」より抜粋

### 平成24年度中間進捗状況に対する専門委員の意見等

上谷委員

コンプライアンスの実践を促すため、その具体的な行動指針をまとめた「調達事務のコンプライアンスに関する手引き」に関しては、先進的な取組みとして評価できる。

### ③ 監査、監察機能を有する機関等の連携強化

- ・監査、行財政局監察室、会計室の三者による意見交換の場
- ・監査委員への内部監察結果の報告などの情報共有の仕組みづくり

《所管課 監査事務局第一課、行財政局監察室》

|  |   |                         |
|--|---|-------------------------|
| 平成23年度末の評価   | A | 平成23年度当初設定方針どおりに進捗している。 |
| <b>平成24年度の取組方針</b>   |   |                         |
| 再発防止策を強力に実行し、財務に関する監査等を実施する監査委員による重層的なチェック機能をより有効に活用できるよう、引き続き、「監査、監察業務等に係る情報連絡会」を開催し、監査委員の関与も含め相互の密接な情報共有を図り、監査、監察機能を有する機関のより一層の連携強化に取り組んでいく。 |   |                         |

#### ■平成24年度中間進捗状況（平成24年4月1日～11月30日）■

##### 「監査、監察業務等に係る情報連絡会」の進捗状況

平成23年6月10日に設置した監査事務局や行財政局監察室、会計室の関係職員をメンバーとする監査、監察業務等に係る情報連絡会を概ね2ヶ月おきに11月30日までに4回開催した。

|   | 開催日    | 議題要旨                         |
|---|--------|------------------------------|
| ① | 4月11日  | 会計事務検査結果概要，平成24年度監査計画等       |
| ② | 6月13日  | 平成24年度事務調査概要，平成24年度監査報告書等    |
| ③ | 8月8日   | 会計事務検査結果概要，経理適正化に関する取組の意見交換等 |
| ④ | 10月10日 | 平成24年度事務調査の進捗状況，財務定期監査等      |

##### 内部監察等に対する監査委員による重層的なチェック機能の充実強化策の検討

「内部統制の状況」を対象とする監査について、毎年度実施している財務定期監査の一環で実施していくことを計画決定した。これに基づき内部監察部門である行財政局（監察室）を毎年度監査対象局とし、概要聴取、実地監査、講評、監査報告を行っていく予定である。

具体的には、監察室から事務調査・工事調査の結果、改善措置等の要求、要求への対応に係る部局の報告に係る情報の報告の外、内部統制全体の取り組みについての内部統制部門独自の検証の報告を受ける。講評では内部統制部門の内部統制に関する指摘に対する認識・内部統制部門の取り組みを表明してもらう。